

2022年10月21日
公益財団法人日本バドミントン協会
会長 関根 義雄

第三者委員会の調査報告書に基づく本会関係者処分及び再発防止策について

平素より本会へのご支援、ご理解を賜り心より御礼申し上げます。

本会は、本会元職員による横領事案及び日韓高校交流事業における国庫補助金の申請につきまして、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」といいます）様からの調査依頼を受け、中立的なメンバーで構成される第三者委員会を設置した上で、疑義の全容解明に努めて参りました。

その後、同委員会による関係者へのヒアリング及び聴取対象者から提供を受けた資料等の精査・分析等が行われ、本会は、令和4年9月13日（火）に同委員会より「調査報告書」を受領いたしました。

本会は、当該調査結果を踏まえ、令和4年9月22日（木）臨時理事会を開催し、本件に関わる関係者の処分及び再発防止策を決定し、既にJOC様、独立行政法人日本スポーツ振興センター様、スポーツ庁様、内閣府様にご報告させて頂いております。

本会は、当該調査結果が関係者の名誉を棄損する内容を含むことから、JOC様へのご相談を含め、公表の時期、方法及び内容について検討を進めて参りましたが、10月11日（水）にJOC加盟団体審査委員会から、認定された事実関係及び決定した処分と再発防止策について公表、説明するよう要請を頂いたこと、及び10月17日（月）に「スポーツ政策推進に関する円卓会議」にて不祥事案として報告され、強化費削減の処分が決定されたことを受け、本日、下記の通り、本会関係者の処分及び再発防止策等について公表させて頂くこととしました。

本会は、元職員が会員の皆様から受領した大切な財産を横領したこと、元職員が補助金について過誤の申請を行ったこと及び当該職員が過誤の発覚を避けるため虚偽の領収証内訳書をJOCに提出したこと並びに当該横領事案や補助金申請の過誤が発覚した際の役員の対応について管理監督上の問題があったことについて、大変申し訳なく思っており、皆様に心よりお詫び申し上げます。

本会は、調査報告書の調査結果並びに上記の要請及び処分を真摯に受け止めて、二度と同様の事態が生じることのないよう再発防止策を徹底して参ります。

記

1. 第三者委員会の調査報告書の調査結果について

第三者委員会の調査報告書においては、本会元職員の横領が発覚した際及び元会計担当者が過失により補助対象外の費用について補助金申請を行ったことが発覚した際の管理監督体制に不備があった旨指摘されております。

なお、当該調査報告書の中で当該調査報告書を第三者へ開示することが禁止されていること及び当該調査は任意調査であり、重要な関係者から事情を聴取することができないという制約の中で事実認定を行っているため、これを開示すれば、調査対象者に対する名誉毀損およびプライバシー侵害のリスクもあることから、当会顧問弁護士と相談の上、公表は控えさせて頂くことと致しました。

2. 処分内容

本件横領事件における役員の対応について、2019年12月の正副本部長会議において監督責任として専務理事及び事務局長に対し報酬ないし給与の一部返上が決定され、実施されておりましたが、本会は、今回の第三者委員会調査報告内容を厳粛に受け止め、臨時理事会において慎重に審議を重ねた結果、本会元職員による横領事案が発覚した際及び国庫補助金の申請について過誤があったことが発覚した際の対応についての管理監督責任は重いと考え、関係者の職責、各事案における関与の度合い等を踏まえ、以下の追加処分を行いました。

< 厳重注意処分 >

専務理事	銭谷 欽治
理事（事務局長）	丹藤 勇一
監事	木戸 純一

< 注意処分 >

会長	関根 義雄
副会長	山田 順一郎
理事	佐竹 養一
理事	歸山 好和
理事	河崎 正紀
理事	山蔭 栄
監事（当時理事）	京田 和男
事務局長代理（当時理事）	笹林 義春

3. 再発防止策

(1) 不正会計を防ぐ業務フローの改善

本会事務局における会計上のガバナンス強化及び体制強化を目的とし、2019年4月より経理業務を行う職員の複数採用及び外部委託を実施。経理・財務業務の内部統制を強化し、適正な会計業務が行える体制を整備した。

また、会計不正の機会を抑止すべく、金銭の授受はすべて記録に残したうえで、精査・承認・管理を行うよう改善した。

更に、支払いに関しては、本会複数幹部による承認プロセスを導入し、金額により専務理事及び会長の承認を得た上で支払いを行うこととした。監査についても決算監査に加え中間監査を実施するようにし、発見的統制を整えた。

なお、現時点では人的リソースによる対応としているが、今後は会計、経理処理システムの機能アップの検討も行う。

(2) ガバナンス強化

2022年6月に公益財団法人日本スポーツ協会に準拠し、倫理規程の改正及び登録者等懲罰規程、通報窓口運用規程等の整備を行った。今後は、稟議制度については、決裁の原則を規定した現行の事務所掌規程に則った適正な事務処理の徹底を図るとともに、危機管理マニュアル等のルールの未整備な点については、早急に洗い出しを行い、整備を行う。

(3) 意識改革・コンプライアンスの周知徹底

役職員を対象に、外部団体が主催するセミナー研修や講師派遣による研修を活用するなどコンプライアンスの周知徹底に向けた研修を実施する。更に一般的事象に加え、バドミントン競技現場での事象をテーマに、業務上起きたトラブルや課題への対応策についての共有を図り、現場対応力の強化を図る。

(4) 理事会運営の改善

理事会の運営については十分な準備を持って臨み、理事同士が積極的かつ忌憚のない意見交換ができるよう、開かれた理事会の具現化を目指す。

(5) 事務局体制整備及び人員確保

事務遂行の責任体制の確立と事務の能率的な運営を図るために制定している事務所掌規程の確実な運用を図るための事務局体制整備を行う。

危機管理の観点からも事務処理についてのマニュアル化を図り、業務の属人化を回避するためにジョブローテーションを実施する。更に、これに対応できるような情報管理を行うとともに、業務量に見合った人員確保を行う。

(6) 本会関連団体様との連携強化

JOC様をはじめとする、本会関係団体代表者を筆頭に、幹部やスタッフの方々との適切なコミュニケーションを図り、関係再構築、信頼回復に努める。

4. 補助金不正受給と見なされた交付金の返金

第三者委員会の調査結果により不正申請と見なされた交付金につきましては、速やかに返金を行って参ります。

5. 本件に関するお問合せ先

本件に関わる今後のお問合せにつきましては、下記にご連絡頂きますようお願い申し上げます。

【お問合せ先】

TMI 総合法律事務所 弁護士 葉玉 匡美

電話：03-6438-5479

メールアドレス：mhadama@tmi.gr.jp

本会と致しましては、今後もバドミントン競技の普及、振興に努め、再度職務に対する意識を徹底し、広く国民の皆さまからの信頼回復に努めて参ります。

今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上